

平成30年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成30年3月2日

午前9時50分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	真弓啓	局長補佐	大塚美季
--------	-----	------	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	面巻昭男
総務部次長	谷口智子	総務課長	仲村佳真
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	黒崎益範
健康福祉部次長	加藤恵三	健康対策課長	北典子
生活環境部長	植村俊彦	環境対策課長	栗本公生
住民課長	浦野歩美	都市建設部長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
下水道課長	寺田良信	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	中原潤
生涯学習課参事	井上貴至	代表監査委員	佐伯知輝

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 報告第 1 号 監査結果報告について
- 日 程 7. 平成 3 0 年度施政方針について
- 日 程 8. 議案第 1 号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例について
- 日 程 9. 議案第 2 号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日 程 1 0. 議案第 3 号 所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日 程 1 1. 議案第 4 号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 2. 議案第 5 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 3. 議案第 6 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 4. 議案第 7 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 5. 議案第 8 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 6. 議案第 9 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 7. 議案第 1 0 号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 8. 議案第 1 1 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 9. 議案第 1 2 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例につ

- いて
- 日 程 2 0 . 議案第 1 3 号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 2 1 . 議案第 1 4 号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 2 2 . 議案第 1 5 号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 2 3 . 議案第 1 6 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日 程 2 4 . 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日 程 2 5 . 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日 程 2 6 . 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日 程 2 7 . 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日 程 2 8 . 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日 程 2 9 . 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日 程 3 0 . 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日 程 3 1 . 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日 程 3 2 . 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日 程 3 3 . 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について

日 程 3 4 .	議案第 2 7 号	平成 3 0 年度斑鳩町水道事業会計予算について
日 程 3 5 .	議案第 2 8 号	平成 3 0 年度斑鳩町下水道事業会計予算について
日 程 3 6 .	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について意見を求めること について（その 1）
日 程 3 7 .	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について意見を求めること について（その 2）
日 程 3 8 .	認定第 1 号	町道認定及び町道の一部廃止について
日 程 3 9 .	陳情第 1 号	峨瀬自治会内町道（5 4 6 号線）の安全対策に ついて
日 程 4 0 .	陳情第 2 号	手話言語条例制定に関する陳情について
日 程 4 1 .	陳情第 3 号	一時預かり保育事業に関する陳情について
日 程 4 2 .	報告第 2 号	議会の委任による町長専決処分の報告について （損害賠償の額の決定について）
日 程 4 3 .	報告第 3 号	議会の委任による町長専決処分の報告について （平成 2 9 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）について）
日 程 4 4 .	報告第 4 号	平成 3 0 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報 告について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時50分 開会)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、平成30年第1回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

平成30年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてなど、35議案を提出させていただいております。

いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願いを申し上げます。

また、去る1月31日から2月6日まで、5日間にわたり佐伯、中川両監査委員には平成29年度の定期監査を実施していただいたところではありますが、終始熱心かつ厳正な監査を賜り、ここに深く感謝を申しあげる次第でございます。本日その結果をご報告いただくことになっておりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

平成30年度の施政方針及び提出議案の説明は、後刻とさせて頂くこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、12番 木澤議員、13番 奥村議員を指名いたします。

両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程２．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から本月２３日までの２２日間と定めることについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から本月２３日までの２２日間と決定いたしました。

次に、日程３．建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成２９年第５回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

８番、井上委員長。

○建設水道常任委員長（井上卓也君） それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る２月１５日、委員会を開き、継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審査を行いましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、１．継続審査について、（１）都市基盤整備事業について、①都市計画道路の整備促進に関することについて、まず初めに、いかるがパークウェイの工事進捗について、三室・紅葉ヶ丘区間において、昨年末までに、本線部分の橋台、橋脚の据付工事がおおむね完了し、引き続き橋桁をかけていく上部工の準備が進められており、五百井・興留区間につきましても、事業用地の取得、測量、補償調査等の作業が行われている中、一部地権者との交渉にも着手されているとの説明がありました。

次に、事業促進要望の状況では、昨年１２月及び本年１月には奈良県県土マネジメント部長、奈良国道事務所長など、各関係部署に対しまして、要望書を提出し、整備促進について要望活動を行ったとの説明がありました。

次に、都市計画道路法隆寺線については、今年度予定しておりました工事は完了し、次年度には、いかるがパークウェイの整備工事の進捗を見ながら、国道２５号への取り付け、舗装、路面標示等の仕上げを行い、供用に向けて環境を整えていきたいとのことでした。なお、現在、国道との交差点部分における信号機等、交通安全施設の設置について、警察など関係機関との協議を行っているところであるとの説明がありました。

次に、②ＪＲ法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、ＪＲ法隆寺駅周辺整備についての検討を進めていくため、奈良県とのまちづくり連携協定の活用を図り、奈良県

の関係部署とも協議を進めており、資料により、その内容等について説明を受けました。今後は、それぞれの取り組みのイメージを具体化しながら、今年度内には包括協定の締結をしていきたいと考えているとの説明がありました。委員より、まちづくり政策課で担当するものと、都市整備課で担当するものと、どう分かれているのか、それと業務施設の活性化とはどういうものを指すのかなどいくつかの質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、2. 各課報告事項について、(1) 耐震シェルター設置に係る支援制度について、平成30年度からの新規事業といたしまして、地震による住宅の倒壊の被害から町民の命を守るため、既存木造住宅における耐震シェルターについて、その経費の一部を助成していきたいということで、資料により説明を受けました。委員より、現在助成の対象となる住宅件数など、若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

(2) 斑鳩町バリアフリー基本構想の策定について、資料により説明を受けました。今後は、パブリックコメントを経て、3月には基本構想を策定していきたいとのことでした。委員より、歩道の段差解消の基準について質疑があり、理事者より答弁されております。

以上が、閉会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程4. 厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、小林委員長。

○厚生常任委員長（小林誠君） それでは、去る2月16日に厚生常任委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

まず、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化に関することについて、理事者に報告を求めたところ、①可燃ごみなどの処理を委託している処理施設が所在する、三重県伊賀市との一般廃棄物を搬入する際の事前協議において、伊賀市一般廃棄物搬入審査会からの指摘を受けたことについてご報告があり、委員からの要望により、追

加資料を提出していただき詳細な報告を受けました。

委員よりの質疑といたしまして、1つとして、事前協議のタイムテーブルについて、2つとして、山辺・県北西部広域環境衛生組合に参画しなかった理由について、3つとして、奈良県下のゴミ処理広域化への取り組みを検討している市町村について、また、その事務レベルでの協議に斑鳩町が現段階で関わっているのかについて、4つとして、平成27年度まで事前協議に記載されていた広域化処理を目指すという内容について、実際の協議に一度も参加していないのであれば審査会への虚偽の説明ではないかという指摘、5つとして、平成28年度から修正された事前協議書の記載理由について、6つとして、山辺・県北西部の一部事務組合への加入においての具体的な問題、課題について、7つとして、審査会へ報告した斑鳩町の自区内処理に関する考え方・計画とそれに伴うアクションについて、8つとして、これまで議会に報告してきた内容と、1月12日付で審査会に提出した斑鳩町内の自区内処理に関する方向性が矛盾することについて、9つとして、審査会からの一般廃棄物搬入事前協議書審査に係る意見等についての通知書が平成29年2月であるのであれば、昨年3月議会で報告するべきではなかったのか、またなぜ報告まで一年を要したのかについて、10点目といたしまして、事前協議書の内容や、議会への報告などに至る最終決定に至った経緯について委員より質疑がございました。

副町長からは、本件について、早い段階で議会に報告・相談していないことについてのお詫びの答弁がございましたことをご報告をさせていただきます。

以上が継続審査についての概要であり、一定の審査を行い終わりました。本案件の詳細につきましては議事録にてご確認をお願いをいたします。

次に、各課報告事項について理事者より報告を求めたところ、(1)国民健康保険税の改定について。平成30年度以降の国民健康保険税についての基本的な考え方や県への国保事業費納付金、また、国民健康保険運営協議会の答申についてなど詳細な説明を受けました。

(2)第7期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)について。現行の保険料率に合わせ試算をいたしますと、1か月の保険料の基準額が5,772円となり、現行額の5,359円を413円、7.7%上回る結果となったこと。そこで、保険料額の上昇を抑えるため、介護保険給付費準備基金の今年度、平成29年度末の残高見込額約2億3,400万円のうち、今回の推計を上回る給付額への対応分といたしまして3,000万円を留保して、2億400万円を取り崩すことを前提とした上で、保険料段階

や基準額に対する割合等について検討した結果、第7期の介護保険料基準額は、6万1,392円、月額になおしますと5,116円に抑制できることの説明を受けました。

委員よりの質疑といたしまして、1つ、低所得者への対策について、2つ、総合事業についての新たな取組について、3つとして、西和医療センターとの連携についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

(3) 第5期斑鳩町障害福祉計画・第1期斑鳩町障害児福祉計画(案)について。第5期斑鳩町障害福祉計画は、障害者総合支援法の規定に基づき策定し、計画期間における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業量の見込みや提供体制などについて定めるもので、現在の第4期計画が本年度末で計画期間が満了となることから、平成30年度から3か年を計画期間として作成したこと。また、第1期斑鳩町障害児福祉計画は、児童福祉法の改正に伴い、平成30年度から新たな市町村に作成を義務づけられた計画で、障害児の通所支援、入所支援、相談支援などの量の見込みや提供体制についても定めるもので計画期間は、障害者福祉計画と同じく平成30年度からの3か年計画であり、計画書に基づき概略説明を受けました。

委員からの質疑といたしまして、1つ、審議会の名簿の添付についての要望がありました。2つとして、新たなグループホームの設立状況について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

(4) 本年4月より実施予定の家庭生ごみ減量化の促進に関する奨励金の拡充について。バクテリア等の力により生ごみが消滅する消滅型の生ごみ処理容器が複数開発、販売されており、当町においても3年のモニター事業の結果、生ごみの自家処理に効果的であると判断されたことから、奨励金交付の対象に加え、利用者の拡大及び家庭生ごみ減量化の促進についてのご説明でありました。

委員からの質疑といたしまして、1つ、奨励金額の根拠について。消滅型生ごみ処理容器のシステムや大きさについての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

(5) マタニティ・子育てタクシー利用料金の助成制度の創設について。妊娠・出産時の母体の保護と精神的・経済的な負担の軽減を図るため、妊婦等が妊婦健康診査、出産、産婦健康診査及び乳児健康診査のためタクシーを利用する際のタクシー利用料金、1回につき680円を上限とし、対象者1人当たりの助成金額を6,800円とする助成制度であることの説明を受けました。

委員からの質疑といたしまして、1つ、助成金の積算根拠について。2つとして、申

請のタイミングについて。3つとして、里帰り出産への適応について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

(6) 子育てサロンの設置について。保育所で実施をしている子育て相談体制の充実を図るため、保護者及び子どもの交流の場の提供、相談援助、子育て情報の提供等を実施し、子育ての不安や孤立感の軽減を図るため、保育所に設置することの説明を受けました。委員からの質疑として、1つ、現在の0歳児の受け入れ空き状況について。2つとして、ほっこりサロンの時間設定の根拠について。3つとして、おこさまランチ事業の対象者について。4つとして、保健センターなど他の課との連携について。5つとして、新規事業による現場への負担についてなど質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

(7) 新規事業ペアレントトレーニングの実施について。障害や発育のおくれのある児童の保護者を対象に、専門的な知識を有する講師から子どもの行動理論や具体的な対応の仕方を伝え、家庭での児童へのかかわり方を通じて児童の健やかな発達を促す事業であることの説明を受けました。

委員からの質疑として、1つ、講師の選定について。2つとして、対象者と受講者の選定基準について。3つといたしまして、母親だけではなく父親も参加しやすい日時の設定の配慮を求める意見などがあり、理事者より一定の答弁がなされております。

(8) 斑鳩町水痘ワクチン接種費用の助成制度の創設について。幼児の健康の保持及び増進を目的として、生後36か月から小学校就学前までの幼児を対象に、予防接種に係る費用の一部を助成する事業の創設の説明を受けました。

(9) 斑鳩町産後ケア事業の実施について。産後4か月未満の母親及び乳児で、心身の不調や育児不安がある者、産婦健康診査を実施した病院から心身のケアが必要と認められる者に対し、母子保健コーディネーターが作成する支援計画に基づき、宿泊型、通所型、訪問型の3種類の方法で、妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援の実施についての説明を受けました。

委員からの質疑といたしまして、1つ、事業の委託先について。2つ、里帰り出産等によるサービスの利用について。3つとして、利用日数や回数についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

(10) 法人後見センターの設置について。現在、西和7町が障害者相談支援事業を委託しています生活支援センターななつぼしと社会福祉法人ちいろば会に、新たにNPO法人として権利擁護センターななつぼしを設立し、平成30年4月1日から法人後見

を委託することの報告を受けました。

委員からの質疑として、1つ、相談費用や継続的な利用に関する費用負担について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

(11) 王寺周辺広域市町村圏における病児保育の状況について。西和7町での病児保育の実施に向けた協議について。西和7町の事務担当者と奈良県及び西和医療センター等の関係者との調整を行う中で、12月26日に開催された王寺周辺広域市町村圏協議会において、奈良県等の協議の代表となっている三郷町から、施設の整備主体、病児保育の実施主体等について、関係機関との協議がまとまっていない旨の報告があったこと。その後、奈良県から、病児保育の運営主体については協議を進めていく旨の連絡があったことから、今後も引き続き西和医療センター及び奈良県病院機構と協議を行う予定であること。これらのことから、3月26日に開催予定の王寺周辺広域市町村圏協議会において、一定の方向性が出せるよう、担当者による協議を引き続き行っていくことの報告を受けました。

委員からの質疑として、1点、病児保育設置の課題とその対策について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

(12) 百歳慶祝事業の近隣市町村の調査結果について。多くの市町村で採用されている住所条件に加え、介護保険法に規定する住所地特例措置適用者についても条件とすることで、町内、町外いずれの介護施設に入所されても対象となり、公平性の観点からも住民のご理解が得られやすいのではないか。また、住所地特例措置適用者を加えれば対象者の数が増加するため、授与金額については減額の方角で見直しを検討している近隣市町村の動向を踏まえ、斑鳩町も減額の方角で見直しを検討していくことの報告を受けました。

委員からの質疑として、1つ、10年以上住所を有しとの規定についての根拠について。2つとして、見直す授与金額についての考え方。3つとして、見直し時期について。4つといたしまして、現行と改正した場合の授与対象者について。5つとして、限られた予算の中で、将来世代との公平性の観点からも検討をしていただく旨の要望などがあり、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が各課報告事項に関する概要であり、閉会中における厚生常任委員会の概要であります。

なお、詳細につきましては、多岐にわたりますので会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますよう宜しくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程５．総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

７番、嶋田委員長。

○総務常任委員長（嶋田善行君） 去る２月１９日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催しましたので、その概要をご報告いたします。

まず継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

史跡中宮寺跡の整備工事については、今年度をもって終了する予定であるが、整備事業報告書作成費については、繰越明許費を要求させていただきたいとのこと。

次に、春日古墳調査検討委員会の開催についてであります。２月２７日午前１０時より、第３回の会議を開催し、墳丘で実施した墳丘内部の空間の有無を探る調査などの環境調査の報告成果などについて検討の予定である。

次に、平成３０年度の史跡藤ノ木古墳の春季石室特別公開については、４月２８日、２９日の２日間の開催予定。

最後に、文化財センターの展示会については、今年度は、春季の展示会を夏季に変更するとのこと。委員より、今後の中宮寺史跡公園の維持管理等について、質疑がいたされました。

続きまして各課報告事項であります。

一つとして、平成３０年度税制改正大綱の概要についてであります。平成３０年度税制改正大綱のうち、地方税に係るものの概要について、個人町民税、固定資産税、都市計画税、たばこ税、地方税の電子化、森林環境税等の創設、地方消費税の清算基準の見直し、その他条文の文言整理等が資料により説明がなされました。

次に、二つとして、犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定の締結についてであります。西和警察署及び公益法人なら犯罪被害者支援センターと犯罪被害者等の支援に関して相互に連携協力し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため平成３０年２月２３日に協定を締結するとのこと。

次に、三つとして、平成３０年度の観光イベントについてであります。斑鳩町では、これまでさまざまな観光イベントを実施してきたが、これらのイベントが全国・海外から誘客を促すというより、住民向けイベントになってきたとの反省から、住民から愛されるイベントでありつつ、遠方から観光客が斑鳩に来るきっかけとなるイベントが必要

である。さらに、2021年には聖徳太子1400年御遠忌を迎えることでもあり、より世界文化遺産のまち、聖徳太子ゆかりのまちとしてPRし、全国・世界から観光客を迎える施策をすすめていく必要に迫られている。これらのことから、平成30年度の観光イベントについては、費用対効果を考え、これまでの枠組みを再編したい。基本的には平成29年度のイベントについては、いったん廃止という形をとり、30年度に新たに今までのイベントの一部や新規のイベントを取り入れて、完全に再編という形で考えているとのことで、資料により説明がなされました。

次に、四つとして、世界文化遺産活性化事業の活用についてであります。法隆寺地域の仏教建造物が世界文化遺産の登録を受けてから25周年になるのを機に、文化庁の世界文化遺産活性化事業補助金を活用し、情報発信事業、普及啓発事業を通じて法隆寺・法起寺をはじめ、聖徳太子の里をPRしていきたいとのこと。

次に、五つとして、無料公衆無線LAN整備補助事業の創設についてであります。訪日外国人旅行者に対する本町の魅力向上に向け、受入体制・環境の充実を図るため、斑鳩町を訪れる外国人観光客の町内周遊と滞在を促進する取組みの一環として、まちあるき観光施設でWi-Fi環境の整備費用を補助するとのこと。

次に、六つとして、法隆寺観光自動車駐車場利用料金の減免についてであります。斑鳩町観光協会より、平成30年1月29日付けで、斑鳩町観光自動車駐車場の減免承認申請が提出された。減免対象団体は、斑鳩の里 観光ボランティアと斑鳩アイセスSGGで、観光ボランティア活動に限り、現行の減免料金1台につき1回100円を、減免料金0円とする方向で申請を承認していきたいとのこと。委員より、町の考えを了とする、また、観光協会に所属している団体のことは、観光協会自身で解決すべき、との意見がいたされました。

次に、七つとして、平成30年度町民体育大会についてであります。町民体育大会の今後のあり方、その方向性について、自治会へのアンケートの結果を踏まえ、町民体育大会実行委員会において、町民体育大会の開催について議論をいただいたが、実行委員会として一致した方向性を見出せなかった。町として再検討した結果、本年は第60回という記念すべき節目の大会でもあり、この大会を最後の町民体育大会として開催したいとのこと。

委員より、町が事業を進めるうえで、町としてどのような姿勢で、議会に諮っていかれるのか、また、自治会役員の負担を軽減するために町が直接住民から参加申込みを受けられるシステムを考えられないか、などの質疑がいたされ、理事者より一定の答弁がなさ

れました。

その他の報告として、斑鳩小学校の資料館1階の一部を町の文書保管書庫として利用している件についての今後の方針について、及び町立図書館の貸し出し冊数の上限の変更について、説明、報告があり、委員より若干の質疑がいたされました。

最後に、その他として、委員より、小中学校のエアコンの設置について財政的な面からの現在の具体的な見通しについて質疑がいたされ、理事者より一定の答弁がなされました。

以上が閉会中における当委員会の概要であります。詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程6. 報告第1号 監査結果報告についてを議題といたします。

佐伯代表監査委員の報告を求めます。

佐伯代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯知輝君） では、定期監査と財政援助団体の監査、これを実施しましたので、その監査結果を報告します。

まず、定期監査結果報告。

地方自治法第199条第4項の規定により、平成29年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により報告書を提出します。

平成30年3月2日

斑鳩町監査委員 佐伯 知輝

斑鳩町監査委員 中川 靖広

監査の概要ですが、監査の対象で現地監査、こちらの方ですが、第103号の道路改良工事、大字岡本地内道路の施工状況について、こちらの方はきちんと終わっております。

史跡中宮寺跡整備工事、こちらの方の施工状況については、3月末に完了予定のようです。そして、斑鳩東小学校照明設備LED化工事について、トイレ洋式化工事について、災害備蓄品の保管状況について、こちらの方もすべて適正に処理されております。

その次の3ページ、こちらの方にまいりまして、監査の結果でございます。予算の執行及び事業の管理状況。監査の結果、監査の対象となった各課等の予算にかかる財務に関する事務は以下のとおり適正に執行され、また、水道事業にかかる経営も適正に行わ

れているものと認められた。

なお、帳票、証憑の管理も内部牽制が良好に働いており、各会計数値ともに正確に記帳計算されているものと認められた。

次、4ページのほうにいきまして、(1)一般会計、①収支の状況。収入済額は62億8,817万4,000円で、執行率67.8%、前年度68.8%は前年度と比較して1.0ポイントの減となっています。

支出済額は49億3,366万1,000円で、執行率53.2%、前年度52.3%は前年度と比較して0.9ポイントの増となっています。

その次、歳入の状況ですが、まず町税の方ですが、真ん中あたりに町民税、こちらのほうが記載されておりますので、個人町民税、こちらの方はですね、株式等の譲渡所得や退職所得が減となったものの給与所得の増により、前年度と比較して277万5,000円増です。法人町民税、こちらの方では多くの法人に業績の改善がみられ前年度より837万6,000円増となっております。

次に、固定資産税、こちらの方ですが、新增築家屋の純増分等により、前年度と比較して1,564万9,000円、1.4%増となっております。

都市計画税も同様の理由で前年度と比較して208万2,000円増となっております。

その次に軽自動車税ですが、新税率が適用される軽自動車の増加により前年度と比較して185万2,000円増となっております。

たばこ税については387万4,000円減でございます。

その次の5ページにいきまして、その他の税収ですが、その他の税収、こちらの方はですね、1,108万1,000円の増加になっております。

そのあと、その下の方で地方交付税、こちらの方がですね、地方交付税は、前年度より3,752万5,000円の増となっております。

その次、分担金及び負担金ですが、分担金及び負担金は、前年度より149万1,000円の増となっております。

その下に保育園入園児童数の推移が書かれておりますけども、平成29年4月に開所しました小規模保育所ほうりゅうじ、こちらの方が新規となっております。

その次、使用料及び手数料ですが、使用料及び手数料は、収入済額は1億3,733万6,000円、前年度が1億3,656万5,000円で、ほぼ変わっておりません。

その次に、民生使用料のうち学童保育室保育料、こちらの方がですね、下表ってあり

ますけども、次のページに各学童保育室の年度別推移、こちらの方を示しておりますけども、ここ数年増加傾向が著しいです。

その次にですね、ふれあい交流センターいきいきの里、こちらの方がですね、利用者数、こちらの方が964人減少しております、これの理由が、漏水修繕により5月に男女浴室3日間、10月に女子浴室4日間使用できなかったことが原因と思われま

す。その次、その下の方にまいりまして、土木使用料の町営住宅家賃、こちらの方がですね、前年度より70万3,000円の減少となっておりますけども、これは低所得者に対する減免額が増加したものです。

その次に、教育使用料の幼稚園保育料、こちらの方が前年度と比較して101万1,000円の減少となっております。

その次、9ページの方にまいりまして、国庫支出金及び県支出金、こちらの方がですね、執行率40.2%、前年度が44.4%は前年度と比較して4.2ポイントの減となっておりますけども、収入未済額については年度末までに収入見込みであります。

その下の方のその他の歳入のところですが、寄付金のご存じだと思いますけども、本年度は企業版ふるさと納税として7,000万円の寄付を受け、まちあるき拠点用地購入費に充当しています。

その次のページ、11ページの方に行きまして、商工費、こちらの方ですが、執行率が78.5%で、前年度が54.6%、前年度と比較して23.9ポイントの増となっておりますけども、これはですね、前年度は聖徳太子1400年御遠忌に向けて観光戦略策定の委託期間が3月末のため未執行となっていましたので、低かったためです。

その次、12ページに行きまして、公共下水道事業特別会計への繰出金の推移は平成29年度は5億714万4千円となっております。見込みでありますけども。

下の方にいきまして、教育費、こちらの方ですが、史跡中宮寺跡整備工事については、平成26年度から整備工事を進めており本年度末で完了予定であります。

次に、13ページのほうに行きまして、国民健康保険事業特別会計ですが、真ん中あたりにですね、現年課税分の調定額はとありまして、収入済額は4億4,267万3,000円、前年度が4億7,219万1,000円で、収入済額は2,951万8,000円大幅な減少となっておりますが、そのあと下の方の5行目あとの、なおがきのところで、なお、国民健康保険事業の支出科目で最もウェイトを占める保険給付費の支出済額は16億1,926万3,000円で、前年度、16億5,392万5,000円と比較すると3,466万2,000円の減少となっております。

その次、15ページの方においていただきまして、介護保険事業特別会計のところですが、平成28年度から地域包括支援センターを町の直営とし、地域包括ケアシステムの構築に向け、認知症施策の推進、生活支援サービスの基盤整備などを行っています。

その次、16ページの方に行きまして、水道事業会計ですが、経営管理の状況、こちらの方で、最後のところにですね、長期的に見れば老朽管の更新時期が一定の期間に集中してくることから、アセットマネジメントにより長期資金計画は十分検討しなければならないと思われます。

その次、17ページの方に行きまして、財産管理の状況ですが、龍田南6丁目地内、追手西団地跡地については早期処分を図るために購入希望者に売却しています。興留5丁目地内、松楽園南側については、公募の際に問い合わせがあったことから3回目の一般競争入札による売却を進めております。

最後にですね、報告に添える意見としまして、(1)常にコスト意識をもって行政運営をとということなのですが、現在、地方公共団体の一般会計・特別会計は単式簿記で収支会計のため、決算では収入総額と支出総額を比較して単年度収支が黒字か赤字かという記載になっております。たとえば建設投資をする場合に国庫補助金、自己資金で賄えない場合は借入をするのですが、収支会計の場合は借入金はそのまま収入になりますので、一般的には単年度収支は借入をすれば黒字になるといいますか、赤字にはならないのですが、借入金の返済、それから支払利息はその後の町税等の収入で賄うこととなりますので、あと人口減少等によりその町税等の収入は将来において減少していくと見込まれます。現在ある公共施設を解体するにも費用がかかってくるので、基金がいくら必要なかを把握するとともに、常にコスト意識をもって行政運営にあたられることを望むものであります。

その次にですね、(2)公共施設等総合管理計画に基づく更新・統廃合・長寿命化の方針と持続可能な長期財政計画についてですが、平成28年度に策定された公共施設等総合管理計画は、総務省のランニングコスト計算ソフトで試算すると、現在の公共施設をすべて保有し続けるとした場合、今後40年間で総額416億9千万、年平均にしますと年間10億4千万円が必要となってきます。これは現在公共施設に充てている投資的経費2億3千4百万円なんですけど、これの約4.5倍の水準になります。道路、橋梁のインフラ施設を含めると、今後40年間で総額507億1千万、年平均12.7億円が必要となってきます。さらに今後10年間で下水道整備、こちらの方もですね、多

額な費用が必要となり、子育て施策や高齢者に対する扶助費、こちらの方も毎年増加している状況にあります。

このような状況をみると、すべての施設を現状のまま使い続けることは不可能と思われます。これからは人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、長期財政計画は先ほど申しましたように、相当厳しくなる、また今申し上げましたように難しくなると思われるため、そのため長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの方針を定め、かつ財政負担を軽減・平準化するよう持続可能な長期財政計画を策定するよう努められたい。

なお、人口増加、経済成長ありきの上で計画されたものについては、将来の町の財政計画に及ぼす影響を考慮し、慎重に検討されることを望むものであります。

その次（３）としまして、公共施設等の大規模修繕については十分な検討をということで、公共施設等総合管理計画においては、次の３つを公共施設の管理の原則として、定められています。①施設総量の縮減、②財政的負担の軽減、③効率的、効果的な施設運営。定期監査においてお聞きしたことではあるんですが、いかるがホールの空調設備のリニューアルを計画されており、相当な金額と聞いております。火葬炉も築２０年を経過していることから延命化を図るための費用も必要であります。

公共施設等総合管理計画によると、平成２７年度時点での有形固定資産減価償却率は５９．６％と施設の老朽化が進んでいる状況です。定期監査でお聞きすると、基本的に長寿命化、こちらの方にしていく方針のようではありますが、施設の大規模修繕を行うかどうかの判断については公共施設を所管する部署が個別施設計画に基づき横断的な調整を図るということであり、その意思決定機関が明確になっておりません。このことからですね、意思決定機関、例えば委員会等ですけれども、これを設けてですね、全公共施設の更新・統廃合・長寿命化などの方針の策定に合わせ、少なくとも次の４点について検討しということで、先にその４点読んでいきますけれども、①行政サービスの水準について検討、②議会や住民と情報を共有し、まちづくりのあり方を検討、③民間の技術、ノウハウ、資金等の活用について検討、④市区町村域を超えた広域的な検討、これだけじゃなくて、もっと他に検討することがあれば、いろいろ検討していただいでですね、元の本文の方に戻っていただきますと、次の４点について検討し、後年になっても議論の経過と意思決定の状況がわかるよう議事録等により記録を保存しなければならないと思われたい。

議論の経過と意思決定の状況がわからないというようではやはり困ります。ましてや

その記録を廃棄したということでも困ります。保存していただかなければならないと思われま

以上で、定期監査のほうの、監査結果の報告を終わります。

その次にですね、財政援助団体、こちらのほうの監査結果の報告をしていきます。

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等の監査を次のとおり執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

平成30年3月2日

斑鳩町監査委員 佐伯 知輝

斑鳩町監査委員 中川 靖広

2ページの監査の概要ですけども、次の3ページの方にいきまして、監査の結果等がありますが、2. 公益社団法人斑鳩町シルバー人材センターに対する監査の結果。

公益社団法人斑鳩町シルバー人材センターの上記補助金に係る出納その他の事務は、監査の実施した範囲において概ね適正に処理されているものと認められた。

3. 健康福祉部長寿福祉課に対する監査の結果。

健康福祉部長寿福祉課における同団体に対する上記補助金に係る事務については適正に執行されているものと認められた。

4. 公益社団法人斑鳩町シルバー人材センターの運営状況ですが、平成28年度は僅か3人ではあるが会員数増加に転じております。

もとより公益社団法人斑鳩町シルバー人材センターは、60歳以上の高齢者で構成されており、なかでも70歳以上の高齢者が多いことから次第に体力的にも衰えて、家族介護などの家庭的要因もあって退会せざるを得ない状況にある。アンケート調査によれば60歳から65歳までの方は一般企業に再就職されているようであり、シルバー人材センターの新規入会者はほとんどいないという状況であります。

4ページのほうにいきまして、1行目の終わりのところからですね、平成27年度より『高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金』こちらの方を新設して企業への派遣事業、こちらの方を推進しております。派遣事業の就業延人員が平成27年度に比べ倍増となっております。

その経緯がですね、その下の派遣事業、こちらの方を見ていただきますと、就業延べ人員がですね、平成26年度466人、平成27年度763人、平成28年度が1,656人です。契約金額もですね、平成26年度が242万1千円、27年度が327万

6千円、28年度が700万円。

その次に(2)平成26年度から平成28年度までの収支状況ですが、その下5行目のところで、収入の大部分を占める受託事業収入は、平成26年度が9,929万円、平成27年度が9,583万8,000円、平成28年度9,018万2,000円と年々減少しています。これは受け皿である会員数の減少が要因と思われます。

その次に5ページにいきまして、平成28年度の事業にかかる人件費が前年度より大幅に減少していますけども、これはですね、正職員2名のうち1人が平成27年12月末をもって退職されたからであり、嘱託職員1名を補充したことで諸謝金の増額になっております。なお、平成29年10月に正職員1名を採用されております。

最後、むすびなんですけども、(1)予算の適正管理について。公益社団法人斑鳩町シルバー人材センター定款第34条に「センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」と規定されており、同35条に「センターの事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。」と規定されている。

ところで、事務執行においては、予算編成の当初に予期しなかったことが生じてくるものであるが、1円たりとも予算を超えての支出ができない(財務規程第13条)ことは言うまでもない。したがって、予備費を計上し一定の決裁手続きのもとで予算流用するのが一般的な方法であるが、当該公益社団法人斑鳩町シルバー人材センターの会計規則には予備費の計上は認められていないので、予算を補正しようとするれば理事会を開催し承認を得なければならないのである。

前述のとおり、予算不足が生じると思われるときには、契約、発注の前に予算を補正しなければならないのであるが、平成26年度及び平成28年度の決算において、各年度の会計年度閉鎖後の理事会に補正予算を提出し決算資料を作成されているが、このような方法は会計規律を無視したやり方であり是正すべきであります。

その次に(2)車両の廃棄についてですが、理事会運営規則第15条に理事会が決議すべき事項が定められているが、公益社団法人斑鳩町シルバー人材センターの所有する車両は「重要な財産」に該当するので、老朽化した車両を廃棄するには理事会の決議が必要となる。平成28年度に軽トラック3台を廃棄しているが、口頭で説明はされているものの議案書として提出されておらず、実態は廃棄しているにもかかわらず平成28年度の決算書には財産として所有していることになっていました。このことに気づき平

成29年6月20日の理事会に議案書を提出されているが、追認処理となっています。
また、車両を廃棄した場合には廃車証明書を保管しておくべきでもあります。

次に、(3) 会員会費の収納事務について。公益社団法人斑鳩町シルバー人材センターの会費については、5月末を納入期限とされているが、9月、10月に納入されているものが多々見受けられた。仲間内ということもあって、きちんとした対応ができていないようである。途中で入会された場合は随時収納になるが、継続会員には事前に継続の意思確認をしたうえで4月1日に納入通知書を発行し、5月末には収納状況を確認して未納者には催促すべきである。会計処理についても納入通知書発行と同時に未収金として計上すべきであります。

以上で、私の方の監査報告の方を終わりたいと思います。

ご清聴、どうもありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第1号 監査結果報告についてを終わります。

佐伯、中川両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行していただき、また、本日、詳細な報告をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

なお、佐伯代表監査委員には、監査結果報告終了後、退席を申し出られておりますので、これを許可することといたします。

暫時休憩いたします。

(午前 10時48分 休憩)

(午前 10時48分 再開)

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、日程7. 平成30年度施政方針についてを議題といたします。

平成30年度施政方針の説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 平成30年第1回斑鳩町議会定例会の開会にあたり、私の町政運営に関する所信の一端を申しあげ、住民の皆様並びに議員の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が、住民の皆様からの負託を受け、斑鳩町長として町政の舵をとらせていただき、はや4か月の月日が経ちました。この間、多くの住民の皆様とお会いし、また、奈良県をはじめ周辺自治体との対話を重ねてまいりました。

そのなかで、住民の皆様がそれぞれの課題に対し、自らの問題として捉えて、積極的に取り組んでいただいている姿勢を直接肌で感じております。

また、周辺自治体との連携では、その寛大さと心強さを感じ、人が一人で生きていくことができないことと同じで、周辺自治体がともに手を取り合って、課題を解決していく大切さを改めて感じております。

平成30年度予算は、私が自ら手掛ける初めての予算であり、「新しい斑鳩」の創造への第一歩となります。

聖徳太子の和の精神に基づき、奈良県・周辺市町村との連携を進めるとともに、民間活力を最大限に引き出すことで、新たな斑鳩町の魅力づくりを進めてまいります。

また、これと同時に、今、何が大切で何が必要かをきちんと見極め、将来を見据えた持続可能なまちづくりを展開してまいります。

平成30年度予算案の編成にあたりましては、既存事業の見直しを行ったものの、その結果として、基金の活用などにより財源の捻出をしなければならない非常に厳しい財政状況であることをご理解くださいますようお願いいたします。

こうしたなかで、平成30年度予算案は、一般会計で総額89億8,000万円を計上しております。前年度と比較して、2,000万円、0.2%の減額となっております。

また、一般会計、特別会計及び企業会計の5会計を合わせました総予算額は、176億1,133万1千円で、4億226万2千円、2.2%の減額となっております。

それでは、平成30年度の主要な施策についてご説明を申し上げます。

はじめに、「道路・交通網」についてであります。

いかるがパークウェイの整備促進につきましては、岩瀬橋西詰から三室交差点までの三室・紅葉ヶ丘区間において、国による用地取得も進捗してきており、現在は、整備工事に着手され、順調に事業が進展している状況であります。

さらに、小吉田モデル区間から県道大和高田斑鳩線までの五百井・興留区間への事業延伸につきましても、沿線地域の皆様の意見をお伺いしながら、地域と調和した整備が図られるよう、努めてまいります。

また、都市計画道路法隆寺線につきましては、国道25号への接続工事を行い、いかるがパークウェイの事業進捗にあわせ、三室交差点への接続と同時に、法隆寺線の供用が可能となるよう調整をしてまいります。

次に、誰もが安全、快適に移動できる総合的なバリアフリーの整ったまちづくりを進めるため、バリアフリー新法に基づく「斑鳩町バリアフリー基本構想」の策定及び特定事業計画の策定を昨年度から3か年事業として進めており、平成29年度に本基本構想

を策定し、新年度では具体的な計画である「特定事業計画」を策定してまいります。

また、生活道路につきましては、特に高齢者や子どもたちの安全性や利便性の向上を図るため、通学路の安全対策として、グリーンベルトの設置や歩道の改修等を進めてまいります。

一方、岡本循環道路や目安堤防道路などの整備に着手している路線につきましては早期に完成できるよう継続して実施するとともに、地域からの要望路線につきましても地域とともに協力して取り組み、早期に効果が発揮できるよう努めてまいります。

また、町の玄関口であるJR法隆寺駅を、町内の公共交通の拠点として利用しやすいターミナルに整備するため、その整備手法として、奈良県との「まちづくり連携協定」を活用し、地域の課題に対し、町と奈良県がその課題を共有することにより、それぞれの役割のなかで事業に取り組むことで課題解決を図ってまいります。

また、「公共交通の整備」では、平成28年10月から、コミュニティバスの台数を2台に増やして運行する、実証運行を実施しているところではありますが、新年度では、コミュニティバスの王寺駅への乗入れ等を検討してまいりたいと考えており、今後の運行方針決定の基礎資料とするため、アンケート調査を行ってまいります。

次に「歴史文化」についてであります。

春日古墳の調査につきましては、第3回目の調査検討委員会を開催し、墳丘で実施した墳丘内部の空間の有無を探る調査のほか、気象や植生などの環境調査の報告を行うとともに、委員からいただいた意見等を踏まえ、今後の調査について十分に検討して進めてまいります。

また、平成29年度で整備が完了する史跡中宮寺跡につきましては、住民交流の新たな拠点として有効に活用するとともに、聖徳太子ゆかりの史跡として、観光面でも活用してまいりたいと考えております。

次に、「文化・芸術」についてであります。

文化・芸術活動の拠点である、いかるがホールは、開館後20年間、施設・設備等の定期的な維持管理に努めてまいりましたが、老朽化により部分的な修繕では対応できない状況となった大ホール・小ホールの空調設備について、大規模改修を行ってまいります。

次に、「生涯学習・生涯スポーツ」についてであります。

多様化する住民の学習ニーズに対応し、誰もが気軽に参加でき、生きがいつくりにつながるよう、引き続き、自主グループ・スポーツクラブ等を支援し、生涯学習・生涯ス

ポーツの推進を図ってまいります。

次に、「学校教育」についてであります。

はじめに、時代に応じた教育内容の充実では、引き続き、本町独自の少人数学級編制を継続するとともに、放課後における学習支援を実施してまいります。

また、平成32年度から本格実施が予定されている、小学校の英語の教科化等に向けて、小学校に外国人英語指導助手を配置していくとともに、わかりやすい授業を展開するため、まずは中学校のコンピュータ室のパソコンについて、タブレット型パソコンへの更新及び電子黒板の充実を行ってまいります。

また、特別支援教育については、きめ細やかな対応を行うため、担当する臨時講師の増員を行ってまいります。

さらに、教育環境の整備・充実として、夏季の学習環境の改善を図るため、小学校・中学校にエアコンを設置していくこととし、より効率的・効果的に導入するため、新年度では導入方法等の調査を行ってまいります。

また、引き続き、斑鳩小学校及び斑鳩中学校の耐震補強工事並びに、小学校和式トイレの洋式化等に取り組み、子どもたちが安心して、また、快適に学校生活を過ごすことができるよう、努めてまいります。

次に、「男女共同参画」についてであります。

新年度では、（仮称）創業支援センターを整備し、テレワーク機能を設けるほか、女性就業セミナーを実施するなど、様々な分野での女性の活躍を支援してまいります。

また、町職員につきましても、管理職への女性職員の登用に向け、職員の意欲の向上と能力開発を積極的に図るとともに、その能力を十分に発揮できるよう、適材適所の人事配置に努めてまいります。

次に、「健康づくり」についてであります。

第2期斑鳩町健康増進計画につきましては、住民の皆様がより主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、新年度に住民の生活習慣等に関するアンケート調査を実施して中間評価を行い、計画の見直しを進めてまいります。

また、自殺対策では、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺者数は減少傾向にありますが、いまだ、わが国の自殺者数は毎年2万人を超えています。

このようななか、国では「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし自殺対策基本法が改正され、市町村においても自殺対策計画の策定が求められており、本町においても、斑鳩町自殺対策計画を策定してまいります。

また、産後の心身の負担が大きい時期に、支援が必要な母子を対象に、ショートステイやデイケアの利用を通じ、母親の心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を新たに実施し、安心して子育てができる支援体制の充実を図ってまいります。

次に、「次世代育成」についてであります。

全国的な傾向として、子育ての孤独感と負担感の増加、仕事と子育てを両立できる環境づくりが課題となっております。

こうしたことから、町立保育所において、保護者や子どもの交流の場の提供、保健師や保育士による子育ての相談等を実施する子育てサロンを設置し、子育ての不安や孤立感の軽減を図ってまいります。

また、西和7町の広域連携による病児保育の共同設置について、西和7町及び奈良県と緊密に連携し、新年度では一定の方向性が出せるよう、関係機関との協議を進めてまいります。

さらに、社会問題化している児童虐待について、要保護児童対策地域協議会の調整機関である福祉子ども課に保健師を配置するとともに、児童家庭相談システムを導入し、ケース記録の電子化による情報共有を行い、児童虐待対策の充実を図ってまいります。

また、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、妊娠、出産、子育てに係る妊産婦等の不安や負担は増えてきております。

こうしたことから、昨年10月に開設した「子育て世代包括支援センター」において、妊娠期から子育て期にわたるまで、全ての母子の健康や育児に関する相談に切れ目なく応じつつ、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関するワンストップ拠点としての機能を生かし、関係機関との連携を図りながら、きめ細やかな支援を引き続き行うなど、子育て施策の充実を図ってまいります。

次に、「高齢者福祉」についてであります。

本町における平成29年の高齢化率は29.7%となっており、今後も、高齢化が早いペースで進んでいくと予測されております。

こうしたなか、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供し、自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を本町の実情に応じて推進していくことが重要であります。

このため、新年度からスタートする第7期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画

では、今後の本町の介護需要や保険料水準等も推計した上で、それらを踏まえた中・長期的な視野に立ち、介護保険事業及び高齢者福祉施策の理念を具体化していくことをめざしております。地域のあらゆる住民が、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる社会の実現に向けて取組みを進めてまいります。

また、高齢者の社会参加を推進し、健康で生きがいのある生活の実現のために貢献している、シルバー人材センターと町との委託契約について、契約金額の見直しを行ってまいります。

次に、「障がい者福祉」についてであります。

障害のある人が住みなれた地域で、自分らしく生き生きと暮らし、自己実現を果たしていくことができるよう、斑鳩町障害者福祉計画及び、新年度からスタートする第5期斑鳩町障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に基づき、地域における共生の実現に向けた総合的な支援の取組みに努めてまいります。

また、障害や発育の遅れがある児童の保護者を対象に、子どもの行動理論や具体的な対応の仕方を伝え、家庭での児童への関わり方を通じて、児童の健やかな発達を促すペアレントトレーニングを実施してまいります。

次に、「社会保障」についてであります。

国民健康保険制度は、保険財政の安定化を主な目的として、平成30年4月から奈良県が保険者に加わり、県単位で運営されることとなっております。

奈良県では平成36年度を目途に、保険料水準の県内統一をめざすこととしており、県内市町村は、今後、計画的な保険料・保険税の改定を行っていく必要があります。

また、医療給付の増加をできる限り抑制するため、医療費の適正化や健康事業などについても、奈良県や国民健康保険団体連合会を中核として、県全体で共同あるいは協力を行いながら実施していくこととしております。

また、福祉医療の充実につきましては、これまでと同様、乳幼児から中学校卒業までの医療費をはじめ、ひとり親家庭や障害者の皆様が安心して医療を受けることができるよう、その助成を継続してまいります。

次に、「風景・景観」についてであります。

斑鳩町景観計画及び斑鳩町景観条例に基づき、住民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担う協働の景観づくりを進めるとともに、景観法や関連する都市計画等関係諸制度の活用により、住民の景観形成活動への支援を図ってまいります。

次に、「自然環境」についてであります。

ため池百選にも選ばれた「いかるが溜池」において、水辺を生かした親水性や親緑性を高めた散策ルート等の整備工事を、県営事業として平成29年度から3か年計画で進めているところであり、新年度は、公園施設整備工事を中心に実施してまいります。

次に、「住宅・生活環境」についてであります。

住宅の耐震対策につきましては、地震による建築物の倒壊から生命及び財産を守ることを目的に、新たに耐震シェルター設置に対する支援を行ってまいります。

また、空家対策につきましては、空家の適正管理の促進、適切な管理が行われていない空家に対する指導、そして、空家の活用という3つの観点に基づく空家総合対策事業として、引き続き、空家セミナーの開催、チラシ配布による意識啓発、老朽危険空家の解体に対する支援のほか、居住のための空家改修に対する支援を行ってまいります。

次に、「環境保全」についてであります。

次世代を担う子どもたちに、豊かな自然と良好な環境を継承していくことができるよう、環境井戸端会議や学校、各種団体での環境出前講座を積極的に開催し、環境について広く学ぶことができる機会を提供するとともに、環境保全推進委員等の活動を支援し、地域における身近な環境問題の解決に努めてまいります。

次に、「ごみ・し尿」についてであります。

可燃ごみなどの処理については、現在、奈良県外に所在する民間事業者に委託しているところではありますが、法令の趣旨、また他県への委託が永劫に保障されるものではないことなどを鑑み、将来を見据えて、広域処理を含め、より安定した方法を検討してまいります。

循環型社会の形成については、限りある資源を大切にし、次の世代、未来の子どもたちに、安心して暮らせる地球環境を引き継ぐため、ごみの減量化・資源化施策を推進してまいります。

具体的な取組みとして、生ごみ分別世帯の拡充を図るとともに、紙おむつ類の資源化処理に向けた調査研究を進めてまいります。

また、不燃ごみに多く含まれている金属類などの資源について、収集後の選別作業を充実し、住民の皆様分別への過度の負担をかけない方法により、再生利用の徹底を図るなど、資源化率の向上、処理経費の削減に努めてまいります。

また、生ごみの発生抑制のため、生ごみに含まれる食品ロスの調査を実施するとともに、住民や事業者に対する周知啓発、食品ロス削減事業所認定制度の創設など、食品ロス削減に向けた取組みを推進してまいります。

さらに、最終処分場・ごみ積替え施設や、し尿処理施設の適切な維持管理に努めるとともに、現在は、し尿処理施設「鳩水園」で焼却処分しているし尿残渣について、資源化処理に移行するための整備を進めてまいります。

次に、「防災・防犯」についてであります。

「防災」につきましては、昨年は、台風21号の影響により、本町でも浸水被害が発生したところでありますが、こうした災害の発生に備え、引き続き、災害用備蓄品の整備を進めてまいります。

また、火災時等における住民の生命・財産を守る消防活動に支障をきたすことのないよう、消防団の小型動力ポンプ付積載車を順次更新するとともに、資機材の配備を進めることにより、消防団活動の充実強化を図ってまいります。

また、河川において、奈良県が管理している三代川や富雄川の早期改修に向けて、奈良県と連携し取り組むことにより、浸水対策を進めてまいります。

「防犯」につきましては、引き続き、地域の防犯ボランティア団体と連携した取り組みを進めるとともに、新年度では、登下校時の子どもの安全確保のため、通学路を中心に防犯カメラを増設してまいります。

また、犯罪被害者等の支援につきましては、本年4月1日から施行となる犯罪被害者等支援条例に基づき、見舞金の支給など、被害にあわれた方や家族などに寄り添った支援を関係機関と連携しながら実施してまいります。

次に、「上水道」についてであります。

上水道は、年々、水需要が減少するなか、厳しい経営状況が依然として続いており、加えて、老朽管や水道施設の更新といった課題が山積しております。

今後の水道事業の運営や施設・設備の更新に関して経営戦略を定め、中長期的な視点に立って、更新需要や財政収支の見通しを的確に把握しながら、効率的な経営が持続できるよう、取り組んでまいります。

次に、「下水道」についてであります。

公共下水道の整備につきましては、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、普及促進と接続率の向上に取り組んでいるところであり、平成29年度末では、229ヘクタールの区域の整備が完了し、3,863件の接続の見込みとなっております。

こうしたなか、新年度からは、平成36年度末を完成目標とする新たな下水道事業計画区域に取り組んでまいります。

その整備にあたっては、92ヘクタールの区域を拡大し、投資可能な財政収支を基本

に考え、国の交付金を最大限に活用しながら、効率的な整備を進めてまいります。

次に、「農業」についてであります。

遊休農地対策につきましては、農地中間管理機構と連携し、農地利用の集積、集約化を推進してまいります。

さらに、農地等の利用の最適化の推進や優良農地の保全に努めるとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足などの課題解決に向け、新規就農者や、担い手農家に対する支援を行ってまいります。

また、農業用施設の整備として、農道等の基盤整備を進めるとともに、震災対策水利施設整備事業により、毛無池・慶花池の耐震調査を進めてまいります。

また、農作物に深刻な被害を及ぼしているイノシシ等の野生鳥獣に対し、電気柵等の防護施設設置への補助や捕獲体制を強化することにより、農作物の被害対策に努めてまいります。

次に、「商工業」についてであります。

聖徳太子1400年御遠忌を2021年に控え、本町を訪れる観光客が期待するご当地グルメやご当地グッズを開発・販売し、観光産業が町を支える仕組みを創る必要があります。

このことから、新年度では、商工会が主導する斑鳩ブランド創造協議会や竜田揚げ上げプロジェクトの活動を支援し、斑鳩の名物を全国的に売り出してまいります。

さらに、（仮称）創業支援センターにおいて、引き続き、創業支援相談や創業支援補助制度により、まちのにぎわいづくりを図ってまいります。

次に、「観光」についてであります。

聖徳太子1400年御遠忌の重要プロジェクトとして、町営法隆寺観光自動車駐車場とその北側町有地に「マルシェ・ホテル・駐車場複合施設」を誘致し、斑鳩の里のイメージを一新するとともに、まちあるき観光の拠点づくりをめざしてまいります。

また、平成30年12月11日に「法隆寺地域の仏教建造物」の世界文化遺産登録から25周年を迎えることから、これを契機として、観光イベントを改廃し、より広く、全国から、世界から観光客を集客できるイベントに集約してまいります。

さらに、国の「世界文化遺産活性化事業」補助金を活用し、首都圏セミナーやシンポジウムを開催するとともに、観光関連ホームページやパンフレットの多言語化などを進めるため、現在、文化庁との協議を行っているところであります。

次に、「消費生活」についてであります。

消費生活の安全性と消費者の生活知識の向上を図るため、消費生活相談を引き続き、実施するとともに、悪質な訪問販売対策として、「訪問販売お断りシール」を高齢者世帯に配布してまいります。

次に、「コミュニティづくり」についてであります。

価値観やライフスタイルの多様化、住民相互の連帯感の希薄化などにより、自治会への加入率の低下や担い手不足が課題となっているなか、様々な地域の課題を行政との協働により解決を図ることができるよう、地域を支える基礎的な組織である自治会など、コミュニティに関わる組織を支援してまいります。

次に、「住民の参加と協働」についてであります。

協働のまちづくりでは、住民活動提案制度を継続し、新年度では、7団体に対し助成してまいります。

次に、「行財政」についてであります。

平成23年に第4次斑鳩町総合計画を策定し、まちづくりを進めてまいりましたが、目標年次である平成32年を間近に控え、新たな計画の策定が必要となっております。

このため、「第5次斑鳩町総合計画」の策定に向け、新年度では、現状分析と住民意識調査を実施してまいります。

また、住民の皆様の声を聴き、自ら地域の課題を発見し、解決方策を立案して実行する高い能力を備えた職員の育成に努めるとともに、スピード感をもってその方策を実現していくことができるよう、組織機構の改革に取り組んでまいります。

また、行財政運営につきましては、社会保障費の増大等による慢性的な財源不足が懸念される厳しい状況下ではありますが、職員とともに知恵を出し合いながら、コスト削減意識をもって役場業務と組織の徹底的な効率化を全庁的に推し進めるとともに、限りある財源について、住民の皆様のニーズを十分に踏まえたうえで、重点的かつ効果的に配分することにより、持続可能で安定した財政運営と堅実な行政運営を行ってまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端として、新年度における主要施策の概要につきまして申しあげました。

私は「和の精神」のもと、強い思いをもって、これまで申しあげた取組みを住民の皆様、そして斑鳩町を応援してくださる皆様と心をつなげてまちづくりを推し進めることにより、「新しい斑鳩」を全力で創ってまいります所存でございます。

どうか議員皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしく

お願いを申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

- 議長（伴吉晴君） 次に、お手元に配布いたしております議事日程表の、日程 8. 議案第 1 号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてから日程 4 4. 報告第 4 号 平成 3 0 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてまで、以上 3 7 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました町長提案の 3 4 議案について、総括提案説明を求めます。

中西町長。

- 町長（中西和夫君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第 1 号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてであります。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、平成 3 0 年 4 月 1 日から居宅介護支援事業所の指定権限が奈良県から市町村に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について定めるものであります。

次に、議案第 2 号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

スリムな組織体制により、限られた職員で効率的な事務事業を進めるため、本町の行政組織機構を再編することに伴い、関係する条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 3 号 所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

所得税法等の一部を改正する等の法律により、所得税法が改正され、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行されたことに伴い、関係する条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 4 号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

斑鳩町特別支援教育就学指導委員会に関し、早期からの教育相談、支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うこととするため、その名称及

び所掌事務について、改正を行うものであります。

次に、議案第5号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成29年度の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、議会の議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第8号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成29年度の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、平均で0.2%の引上げとなる給料表の改定、勤勉手当の支給月数について再任用職員以外の職員は0.1月分、再任用職員は0.05月分を引き上げるものであります。

次に、議案第9号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律により改正された地方税法が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、本町が課税する国民健康保険税が、奈良県に納付する国民健康保険事業費納付金に充てるものと規定するほか、国民健康保険税について、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の資産割額並びに介護納付金課税額の世帯別平等割額を廃止するとともに、納付金の財源の確保その他国民健康保険事業特別会計の適正な運営に資するために国民健康保険税の課税額等の改定など、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により改正された高齢者の医療の確保に関する法律が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、住所地特例の適用を受け本町の国民健康保険の被保険者であった者が、75歳到達等により後期高齢者医療に加入する場合は、本町の被保険者とするなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 1 1 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により改正された国民健康保険法が、平成 3 0 年 4 月 1 日に施行され、国民健康保険事業が都道府県単位で運営される制度に改正されることに伴い、国民健康保険運営協議会の定義、葬祭費の金額の改定等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 1 2 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

第 7 期介護保険事業計画に定める保険給付の推計量に基づき、介護保険料の総額が推計されたことから、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの保険料率を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 1 3 号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、この改正内容に準じ、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 1 4 号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、この改正内容に準じ、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 1 5 号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、この改正内容に準じ、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 1 6 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、この改正内容に準じ、損害補償基礎額の加算額について、改定を行うものであります。

次に、議案第17号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,506万8千円を減額し、歳入歳出それぞれ91億8,259万8千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第14款 国庫支出金では、第2項 国庫補助金で、1,542万円の減額補正をお願いするものであります。

その内容は、地域生活支援事業費補助金で、重度障害者等の日常生活用具給付費が当初見積りを上回ることから、41万7千円の増額、街なみ環境整備事業補助金で、まちなか観光景観形成事業補助金の事業費確定により、1,583万7千円の減額となっております。

次に、第15款 県支出金では、第1項 県負担金で、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金が確定したことから、14万4千円の増額補正をお願いするものであります。

第2項 県補助金では、地域生活支援事業費補助金で、国庫補助金と同様の理由により、20万8千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

本補正予算では、人事院勧告及び育児休業等に伴う人件費の補正を関係費目において計上しております。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして申し上げます。

はじめに、第1款 議会費では、議員1名分の欠員による不用額が生じたことなどにより、197万9千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第2款 総務費では、第1項 総務管理費で、職員の退職に伴う職員退職手当負担金4,066万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費では、第1項 社会福祉費で、537万1千円の増額補正をお願いするものであります。

その内容は、国民健康保険事業に係る財政安定化支援事業繰出金が確定したことなどにより、395万1千円の増額、歳入で申しあげました重度障害者等の日常生活用具給付費が当初見積りを上回ることにより、130万6千円の増額、介護保険事業特別会計への繰出金7万8千円の減額、歳入で申しあげました後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金の確定による繰出金19万2千円の増額となっております。

次に、第7款 土木費では、第4項 都市計画費で、公共下水道事業特別会計への繰入金30万8千円の増額補正と、歳入で申しあげました、まちなか観光景観形成事業補助金の事業費確定により、3,167万3千円の減額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、2,746万4千円の充当をお願いするものであります。

なお、本補正予算では、住民基本台帳ネットワーク運用事業、証明書コンビニ交付サービス運用事業、道路新設改良事業及び史跡中宮寺跡整備事業において、本年度末までに事業を完了させることができないことから、繰越明許費として、あわせて3,321万円の予算措置をお願いしております。

次に、議案第18号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ40億184万6千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第8款 繰入金では、財政安定化支援事業繰入金の確定等により、395万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 諸収入では、今回の補正から生じた財源を、歳入欠かん補填収入で調整することから、378万8千円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

第1款 総務費では、人事院勧告に伴う人件費の補正として、16万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第19号 平成29年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ13億7,380万3千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第4款 繰入金では、30万8千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第1款 公共下水道費では、人事院勧告に伴う人件費の補正として、30万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第20号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

保険事業勘定では、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7万8千円を減額し、歳入歳出それぞれ25億4,290万6千円とし、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正するものであります。その内容は、保険事業勘定で、人事院勧告及び育児休業等に伴う人件費の補正、介護サービス事業勘定で、人事院勧告に伴う人件費の補正となっております。

次に、議案第21号 平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ4億1,779万4千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第4款 繰入金では、保険基盤安定負担金の確定により、19万2千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金では、繰入れした保険基盤安定負担金を広域連合に納付するため、19万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第22号 平成29年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

その内容は、人事院勧告に伴う人件費の補正として、収益的支出において、水道事業費用に80万6千円を追加し、7億5,295万4千円とするものであります。

次に、議案第23号 平成30年度斑鳩町一般会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ89億8,000万円を計上しております。前年度と比較して、2,000万円、0.2%の減額となっております。

はじめに、歳入予算についてであります。町税では、前年度と比較して、800万円増の29億2,317万円を計上しております。

次に、地方譲与税及び地方交付税をはじめとする各種交付金は、可能な限り、国や県の情報収集に努めて積算を行ったものであります。こうしたなか、地方消費税交付金では、平成30年度に都道府県間の清算基準が見直されることによる増収が見込まれ、前年度と比較して、4,880万円増の4億510万円を計上しております。また、地方交付税は、普通交付税で、前年度と比較して、1,000万円増の21億4,000万円、特別交付税では、前年度と同額の3億6,000万円を計上しております。

次に、国庫支出金では、児童福祉や障害者福祉に係る国庫負担金、道路新設や道路維持に活用する国庫補助金などが増額となるものの、私立保育所増築支援事業や史跡中宮

寺跡整備事業に活用した国庫補助金などが減額となることから、前年度と比較して、6,594万5千円減の9億6,079万1千円を計上しております。

次に、県支出金では、児童福祉や障害者福祉に係る県負担金、福祉医療助成に活用する県補助金などが増額となるものの、史跡中宮寺跡整備事業に活用した県補助金などが減額となることから、前年度と比較して、3,240万8千円減の6億578万2千円を計上しております。

次に、繰入金では、財政調整基金繰入金で、前年度と比較して、1,000万円減の9,000万円を計上しております。

次に、繰越金では、前年度繰越金で、前年度と比較して、1億円減の1億5,000万円を計上しております。

最後に、町債では、前年度と比較して、1億4,550万円増の7億3,640万円を計上しております。

続きまして、歳出予算の内容についてであります。

はじめに、第1款 議会費では、前年度と比較して、582万2千円減の、9,918万2千円を計上しております。

次に、第2款 総務費では、前年度と比較して、9,148万3千円増の、11億6,420万4千円を計上しております。

増額の主な理由は、いかるがホール空調設備の更新に要する費用の増によるものであります。

次に、第3款 民生費では、前年度と比較して、1億4,152万9千円増の、33億8,106万8千円を計上しております。

増額の主な理由は、私立保育所等の入所委託料や障害者福祉等に係る扶助費の増によるものであります。

次に、第4款 衛生費では、前年度と比較して、563万円増の、9億448万1千円を計上しております。

増額の主な理由は、鳩水園の汚泥処理設備改修に要する費用の増額によるものであります。

次に、第5款 農林水産業費では、前年度と比較して、1,443万1千円減の、1億2,959万2千円を計上しております。

減額の主な理由は、農道整備などに要する費用の減額によるものであります。

次に、第6款 商工費では、前年度と比較して、8,762万4千円減の、1億2,

486万7千円を計上しております。

減額の主な理由は、世界遺産を生かした観光の推進に要する費用が増となるものの、まちあるき拠点誘致のための用地の購入が完了したことによるものであります。

次に、第7款 土木費では、前年度と比較して、9,386万8千円増額、10億939万7千円を計上しております。

増額の主な内容は、道路新設や道路維持に要する費用の増額によるものであります。

次に、第8款 消防費では、前年度と比較し、1,673万8千円減の、3億5,999万7千円を計上しております。

減額の主な理由は、防災ハザードマップの作成及び業務継続計画の策定に要する費用の減によるものであります。

次に、第9款 教育費では、前年度と比較して、2億2,733万5千円減の、8億9,301万6千円を計上しております。

減額の主な理由は、史跡中宮寺跡の整備が完了したことによるものであります。

最後に、第11款 公債費では、前年度と比較し、56万円減の、8億6,419万円を計上しております。

次に、議案第24号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ31億9,830万円を計上しております。前年度と比較して、4億8,940万円、13.3%の減額となっております。

国民健康保険制度は、平成30年4月から県単位で運営されることとなっており、これに伴い、本特別会計においては、国民健康保険税は、これまでのような本町の保険給付に対する財源としてではなく、奈良県が各市町村に割り当てる国民健康保険事業費納付金を支払うための財源として確保する必要があること、一方、保険給付の財源は、奈良県から受ける保険給付費等交付金で賄われることなどが変更となるものであります。さらに、保険給付の財源であった療養給付費等負担金や前期高齢者交付金などの歳入、また介護納付金や後期高齢者支援金などの歳出が奈良県の特別会計で行われることとなることから、本町の本特別会計は大きく様変わりすることになります。

はじめに、歳入予算についてであります。国民健康保険税では、6億421万1千円を計上しております。

次に、県支出金では、本町の保険給付等の財源となる保険給付費等交付金などで、23億2,309万1千円を計上しております。

次に、繰入金では、事務経費や保険基盤安定負担金などの繰入金、また引き続き介護納付金の不足分に対する一般会計からの支援など、2億6,386万8千円を計上しております。

続きまして、歳出予算についてであります。保険給付費については、23億1,370万4千円を計上しております。

次に、奈良県全体の保険給付の財源として国民健康保険税等を県に支出する国民健康保険事業費納付金で、7億7,492万4千円を計上しております。

また、特定健康診査を含む保健事業費では、2,810万8千円を計上しております。

次に、議案第25号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。はじめに、保険事業勘定についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ24億3,000万円を計上しております。前年度と比較して570万円、0.2%の減額となっております。

はじめに、歳入予算についてであります。保険料収入では、5億1,350万3千円を計上しております。

次に、保険給付及び地域支援事業等に係る歳入として、国庫支出金で、5億1,314万8千円を、支払基金交付金で、6億2,106万5千円を、県支出金で、3億4,579万4千円をそれぞれ計上しております。

次に、繰入金では、一般会計繰入金として、3億7,501万円を計上しております。

また、介護保険給付費準備基金からの繰入金として、6,000万円を計上しております。

次に、歳出予算についてであります。介護給付費については、22億2,500万7千円を計上しております。

次に、地域支援事業費では、1億4,016万5千円を計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ800万円を計上しております。前年度と比較して380万円、32.2%の減額となっております。

はじめに、歳入予算についてであります。介護予防サービス計画費収入では、799万7千円を計上しております。

次に、歳出予算についてであります。要支援認定者に対するケアプランの作成を行う職員の人件費及び委託料として、738万2千円を計上しております。

次に、議案第26号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてであ

ります。予算総額は、歳入歳出それぞれ、4億3,540万円を計上しております。前年度と比較して、2,490万円、6.1%の増額となっております。

はじめに、歳入予算についてであります。後期高齢者医療保険料では、3億4,984万7千円を計上しております。

次に、繰入金では、広域連合の運営に係る事務経費や保険基盤安定負担金などの繰入れとして、8,446万8千円を計上しております。

続きまして、歳出予算についてであります。後期高齢者医療広域連合納付金で、4億2,798万7千円を計上しております。

次に、議案第27号 平成30年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。はじめに、収益的収入及び支出についてであります。水道事業収益では、7億6,885万5千円を計上しております。前年度と比較して、732万2千円、1.0%の増額となっております。

また、水道事業費用で、7億5,341万3千円を計上しております。前年度と比較して、71万4千円、0.1%の減額となっております。

続きまして、資本的収入及び支出についてであります。資本的収入では、1億8,606万円を計上しております。前年度と比較して、2,476万1千円、15.4%の増額となっております。

また、資本的支出では、3億3,441万8千円を計上しております。前年度と比較して、364万8千円、1.1%の減額となっております。

なお、新年度の消費税抜きの損益見込額は、約1,662万円の利益を見込んでおります。

次に、議案第28号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計予算についてであります。はじめに、収益的収入及び支出についてであります。下水道事業収益では、6億9,268万2千円を計上しております。主な収入として、下水道使用料1億4,540万1千円、他会計補助金1億3,712万9千円などを計上しております。

また、下水道事業費用では、6億9,156万円を計上しております。主な支出として、流域下水道管理運営費負担金6,588万5千円、支払利息及び企業債取扱諸費1億5,704万5千円などを計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出についてであります。資本的収入では、11億8,386万5千円を計上しております。主な収入として、企業債4億7,590万円、国庫補助金3億2千万円、他会計補助金3億7,296万5千円などを計上しております。

また、資本的支出では、11億9,848万1千円を計上しております。主な支出として、管路建設改良費7億8,283万2千円、企業債償還金3億8,824万円などを計上しております。

次に、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）及び（その2）であります。

現委員の池元秀次氏及び中塩利明氏の任期が、平成30年6月30日をもって満了となることから、引き続き、池元秀次氏及び中塩利明氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第1号 町道認定及び町道の一部廃止についてであります。町の道路整備による1路線と開発道路の帰属による5路線及び位置指定道路の寄附による2路線の合計8路線を新たに認定するとともに、いかるがパークウェイの整備に伴い町道の一部を廃止するものであります。

次に、報告第2号、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

平成29年11月24日に建設農林課職員の運転する公用車が、奈良市内において交通事故を起こしたことにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項により、平成30年1月25日付けで専決処分させていただいたものであり、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）であります。

先の報告第2号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受入れと損害賠償の支払いであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ119万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ91億9,766万6千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項により、平成30年1月25日付けで専決処分させていただいたものであり、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 平成30年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。平成30年度の斑鳩町文化振興財団の予算は、経常費用で1億4,487万円となっております。前年度と比較して、3,190万円、18.0%の減となっております。平成30年度の事業計画につきましては、自主文化事業として14事業を計画し、

事業費は448万1千円となっております。

次に、斑鳩町文化振興センターの管理及び運営では、その事業費として、1億1,096万7千円を計上しております。また、図書館管理事業費では、1,459万4千円を計上しております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程8．議案第1号から、日程35．議案第28号まで及び日程38．認定第1号の町長提案の29議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君）　　異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程8．議案第1号　斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

12番　木澤議員。

○12番（木澤正男君）　介護関係ですね、条例改正4本出てきているというふうに思うんですけども、1個1個根拠になる法改正とか基準は違うんですけども、新たに基準を設置するという事が出てきているものだと思うんです。簡潔に確認をしておきたいと思うんですけども、この基準を設けることによって何か今までと変わる部分が出てくるのかどうか、そうでなくて、今までどおりのもので、新たに権限移譲等に伴って基準を設置するというものなのか、その点について確認をしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君）　　黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君）　今回の改正につきましては、厚生労働省令で定める基準にあわせた形をとっております、厚生労働省令で定める基準に変わりはありません。

○議長（伴吉晴君）　　12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君）　ということは、今まで斑鳩町内で実施されてきたものが何か変わるというものではないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） そのとおりでございます。

○議長（伴吉晴君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程9．議案第2号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程10．議案第3号 所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程11．議案第4号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程12．議案第5号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程13．議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程 1 4．議案第 7 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 7 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 7 号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程 1 5．議案第 8 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 8 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 8 号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程 1 6．議案第 9 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

1 2 番、木澤議員。

○1 2 番(木澤正男君) 今回、国保税条例ということで改正がでてきてますけども、そもそもは国保の単位化ということで、国保全体の制度が大きく変わっていく中ですね、こういう方式に改めていくということなんですけども、これまでは必要な医療給付費ですね、を、斑鳩町内で集めてまかなっていましたが、それが県全体になるということで、その影響っていうんですかね、が、どういう形で出てくるのかなっていうのが非常に心配しております、1 つはですね、この間斑鳩町の国民健康保険給付費については、例えば平成 2 8 年度で言いますと、黒字が出ているという状況なんですけども、このままいったら累積赤字なんかも返していけるかなと思っていましたが、制度が大きく変わってですね、累積赤字の解消がどうなっていくのかということも心配なんですけども、県から納付金が示されて、それを全額斑鳩町として払う、納めなければいけないということなんですけども、その納付金の積算根拠っていうのが信頼できるものなのかどうかというのがすごい不安なんです。今回この制度の中でですね、斑鳩町が納めた納付金が、斑鳩町の給付費に見合うものなのかどうか、実際に人口割とかで計算されますけども、それがふさわしいものなのかどうかという判断をどうすればいいのかなというのと、もし例えば払いすぎているとかいうことになった時に、のちに精算をされることになるのかどうか、この点についてまず確認をさせていただきたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 植村生活環境部長。

○生活環境部長(植村俊彦君) 県が示します納付金や標準保険料率といいますのは、県

全体を按分して市町村に示されるというものでございますが、そもそもそれを算定する際の基礎数値になります所得等につきましては、過年度のもの、過年度の平均などを使っております。ですので、今回、私ども町の保険税改訂におきましては、できる限り直近のものを使っておりますので、その意味では必ずしも斑鳩町の実態と一致しているとは言えないものでございます。ただ、今回は納付金の金額が確定してしまして、それを支払うということでもありますので、これまで保険税改訂などの際に、推計をいたしておりました本町の保険料給付の動向などにつきましては、今回行っておりませんので、一概に比較はできないというふうに思っております。ただ、この納付金が町の医療給付の実態とだいたい合っているかどうかというようなことですのでけれども、確かに県単位化となりますと、医療機関の充実などから医療費の多い少ないということなどによりまして、それぞれの市町村で差が出てくるもので、実態とは必ずしも一致するというものではございませんが、しかしそれを県全体で平均化してその医療を見ていこうというのが今回の県単位化の趣旨でもございます。ちなみにですね、1つの例ではございますけれども、被保険者1人当たりの医療費を見てみますと、平成28年度におきましては、本町は県の平均の金額を上回っております。この年度におきましては、39の市町村のうち、25の市町村で平均を上回っているということでもございまして、この数値を見ますと、本町においては県単位化というのはそんな悪い制度ではないというふうに認識ができるものではないかというふうに考えております。なお、あまり支出しました納付金が県で医療費が少なく、予想よりも少なくて余ったという場合については、現在のところ精算金で戻すという方向では考えてはおられないということを聞いておりますが、今後、また平成33年度にも納付金の見直しなどもありまして、その際に各市町村に提示される納付金などに反映されるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 制度改正なんかもばたばたして、まだ担当の方にも詳細な情報が来てないということで、非常に担当の方もご苦労されているかというふうに思いますが、まあ今回、言ったら県のさじ加減で納付金というのはどれぐらいでも設定できるということもあると思いますので、やっぱり取りすぎた分についてはきちっと市町村に返していただいて住民さんに還元をするという形にしていただくように今後チェックをしていただくとともに、県にも意見をあげていただきたいと思います。それとですね、今回、この斑鳩町の国保税条例の改正の中で、資産割を廃止して所得割に振り替えるということが行われていますが、これ、もう一つですね、県から示された納付金を納

めようと思うと、若干ではありますが、これまでの給付総額を上回るということで、その改定もあわせてされることで、まず、所得割のかかる人の中で、負担がかなり増になる方がいらっしゃるんですね、今回斑鳩町としては、納付金との差額ではそんなに変わってないけども、その資産割を廃止することによる所得割の方の負担増については、やはり私は額がかなり大きいと思うんですね。その中で県の方からもですね、この制度改正に伴って、保険税が急増する方については激変緩和措置をとることが可能だというふうに説明もされていることから、私は斑鳩町としてこういう方々に対して激変緩和措置を行っていくべきだというふうに考えるんですが、町としてはその考え方はお持ちなんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） ご承知のように、資産割は所得割とともに、応能割を構成しております。均等割りと平等割りで構成する応益割との比率が50対50となることが基本となっております。これは県単位化後もそうですが、現行制度においてもその比率が基本になるというふうになっております。現行税率ではこの応能割、応益割の比率が医療分で申しますと、45.7対54.3となっております。本来であれば50%を超える応益を減らしてその分を応能である、資産をなくしますから、今度で言うと所得割に上乘せしていくというべきものなんですけれども、資産割廃止によります、所得割の引き上げがこれ以上になるということから、この比率は今回については変えなかったというところがございます。また、資産割の一部をですね、応益に回していくということも考えられますけれども、この方法では所得が少ない方、所得がない方も含めまして、あまねく引き上げになってしまうということもございましたので、今回この方法も見送ったということございまして、このようなことから、今回の改定となったということでご理解をいただきたいと思えます。なお、県が示しました納付金につきましては、本来の納付金の計算では、今回、厚生常任委員会でも報告させていただきました6億8,800万円の金額を上回った金額が示されました。そこで、県の方からいわゆる激変緩和にかかる公費を県の方で入れるということで、保険税全体を抑えていくということで、もうすでにその部分が入っているということで今回の納付金の設定がされたということになっております。また、町の公費につきましては、赤字解消等の関係もございまして、これは慎重に考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、部長の方からも触れていただきましたけども、応益の方が

ですね、率が高くなってしまっているという点についてはやはり今回もそのようになってますんで、今後に向けて改善をしていくということは必要だと私は思っています。ただ、そのためにまた所得割の方に負担がのしかかるというこのになると、実際に払えないよと、滞納が増えていくというのも考えられますんで、私は部長最後に公費については慎重にと、どういふのかちょっとわかりませんが、その中でこれまで斑鳩町が行ってきたような、一般会計から繰り入れを行ってですね、保険料の上昇を抑えると、更にですね、今、斑鳩町累積赤字も抱えていますんで、今後、県としては36年にむけて赤字の解消もしていきなさいというふうに言っておられますけども、それについてもきちっと斑鳩町としてですね、一般会計からの繰り入れを行っていくというふうに考えているのかどうか、そこについてもきちっと確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 平成36年度に県統一の保険料、保険税になってしまいますと、それ以後の保険税収入ではいわゆる累積赤字分を返還していく収入というのは得られないということになります。一方でこの統一化になる平成36年度には累積赤字をできるかぎり解消していくということの方針も県の方でも示されているところでございます。今回の税率改定におきましても、あたりましても、国民健康保険運営協議会におきまして、保険税だけで累積赤字を解消していくのは非常に難しいという認識もいただいているところでございます。今後につきましては町も厳しい財政状況にありますので、それらを鑑みの中で、この公費の投入というものがどのような形でできるのか、またどのようなスパンでやっていくのかということについて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程17、議案第10号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回、この改定について、ちょっと見慣れない文言が出てきたなということで、確認をしておきたいと思うんですけども、住所地特例の適用を受けるという文言が出てきてまして、この住所地特例というのがどういうものなのか、それと対象になる方が、斑鳩町でいいますと、どれぐらい生まれるのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 後期高齢者医療にかかります、本町の、今回の条例で言いますと、保険料徴収の対象となる被保険者につきましては、本町に住所がある方というのが前提ということですが、病院や障害者支援施設、特別養護老人ホームなど、法律に規定されています施設に入院や入所をして、当該施設に住所を移された方につきましては、その住所地ではなく、施設に入院・入所する前の住所地の被保険者になるという規定がございます、これを住所地特例と申します。この規定は国民健康保険にもございまして、これまで国民健康保険で住所地特例であった方が、その施設等で75歳を迎えて、後期高齢者医療の被保険者となった場合、国民健康保険の住所地特例は当然解除されますが、現制度では後期高齢者はその住所地での被保険者となっていたものでございます。これを後期高齢者医療にも、国保の住所地特例を継続させようというのが今回の条例改正の内容でございます。本町におきましては、現在、国民健康保険の住所地特例者で、平成30年度に75歳を迎えられる方というのは2人おられます。ただ、国民健康保険の場合はですね、町外の施設に移動すれば住所地特例にはなりませんけれども、後期高齢者の場合は、広域連合で奈良県としての医療制度に入っておられますので、県外に移動された方だけが住所地特例の対象となります。ですので今、私申しました2人の方につきましては、県内の施設に入っておられますので、今回の住所地特例の対象にはならないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程18．議案第11号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第11号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程19．議案第12号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程20．議案第13号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の

基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程21．議案第14号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程22．議案第15号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程23．議案第16号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第16号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程24．議案第17号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程25．議案第18号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第18号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程26. 議案第19号 平成29年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第19号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程27. 議案第20号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第20号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程28. 議案第21号 平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第21号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程29. 議案第22号 平成29年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第22号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程30. 議案第23号 平成30年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第23号に関する総括質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号については、委員会条例第5条の規定により、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

総務常任委員会から、小林議員、小村議員、厚生常任委員会から、平川議員、奥村議員、建設水道常任委員会から、坂口議員、木澤議員、広報発行常任委員会から、井上議員、以上7名の議員を指名いたします。

各議員には、よろしく願いいたします。

次に、日程31. 議案第24号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第24号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

次に、日程32. 議案第25号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第25号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

次に、日程33. 議案第26号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第26号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、予算審査特別委員会に付託いたしま

す。

次に、日程 34. 議案第 27 号 平成 30 年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 27 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 27 号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

次に、日程 35. 議案第 28 号 平成 30 年度斑鳩町下水道事業会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 28 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 28 号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

次に、日程 36. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その 1)、日程 37. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その 2)、以上 2 議案を、会議規則第 37 条の規定により一括議題とし、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号及び諮問第 2 号の 2 議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) それでは、諮問第 1 号及び諮問第 2 号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その 1)及び(その 2)につきまして、ご説明申し上げます。

現委員の池元秀次氏と中塩利明氏の任期が、平成 30 年 6 月 30 日をもって満了となりますことから、引き続き池元秀次氏と中塩利明氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、諮問第 1 号から順次、議案書を朗読させていただきまして、ご説明といたします。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

平成 30 年 3 月 2 日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺北 1 丁目 4 番 3 9 号

氏 名 池元 秀次

生年月日 昭和 22 年 9 月 8 日

池元秀次氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、諮問第 2 号でございます。議案書を朗読させていただきます。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

平成 30 年 3 月 2 日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

記

住 所 斑鳩町小吉田 2 丁目 1 4 番 2 2 号

氏 名 中塩 利明

生年月日 昭和 22 年 2 月 10 日

中塩利明氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、諮問第 1 号及び諮問第 2 号の説明とさせていただきます。何とぞご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りいたします。

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

続いてお諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

次に、日程38．認定第1号 町道認定及び町道の一部廃止についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程39．陳情第1号 峨瀬自治会内町道（546号線）の安全対策についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程40．陳情第2号 手話言語条例制定に関する陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第2号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程41．陳情第3号 一時預かり保育事業に関する陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第3号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程42．報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程43．報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）の2議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第

3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号及び報告第3号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

谷口都市建設部長。

○都市建設部長(谷口裕司君) それでは、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)及び報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)を、一括して説明をさせていただきます。

まず、報告第2号でございます。議案書の朗読をさせていただきます。

報告第2号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成30年3月2日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

続きまして、2枚目の専決処分書の朗読をさせていただきます。

斑専第1号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年1月25日

斑鳩町長 中西 和夫

次のページ、3枚目でございます。損害賠償の額の決定についてでございます。

損害賠償の額の決定について

平成29年11月24日、奈良市杏町153番地交差点で奈良県庁より帰庁途中に発

生じた車両事故による損害賠償について次のとおり決定する。

記

- | | | | |
|-------------|------------------------|----|----------|
| 1. 損害賠償の額 | 中島 閑哉氏分 | 物損 | 973,800円 |
| | | 人身 | 33,699円 |
| | 戸渡 威津規氏分 | 物損 | 184,746円 |
| 2. 損害賠償の相手方 | 京都府宇治市大久保町大竹3-2 | | |
| | 中島 閑哉 | | |
| | 京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字縄田251 | | |
| | 戸渡 威津規 | | |

でございます。

本件につきましては、去る12月8日開催の建設水道常任委員会におきましてあらかじめ状況をご報告させていただいたところでございますが、平成29年11月24日、午前10時45分ごろ、奈良市杏町153番地先、県道41号線におきまして、建設農林課 西川勝己が、県庁へ出張した帰路におきまして渋滞中で徐行している前方車両に追突し、玉突き事故となったものでございます。

この事故によります損害賠償として中島氏に100万7,499円を、戸渡氏に18万4,746円を支払うことで示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、平成30年1月25日付で損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたもので、同法同条第2項の規定により議会に報告をさせていただくものでございます。

続きまして、報告第3号についてでございます。

議案書を朗読をさせていただきます。

報告第3号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成30年3月2日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

続きまして、2枚目の専決処分書につきまして朗読をさせていただきます。

斑専第2号

専決処分書

平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年1月25日

斑鳩町長 中西 和夫

これは、先ほどの報告第2号の損害賠償の額の決定について、専決処分させていただいたことに伴います損害賠償に係る保険金の受け入れと、損害賠償の支払いのための補正でございます。この補正予算は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ119万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ91億9,766万6千円とするものでございます。

補正予算書の予算に関する説明に基づきまして、説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入予算の補正でございます。第20款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入、第6節 雑入に、自動車損害共済金として119万3千円を増額補正するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございます。第7款 土木費、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費、第22節 補償補填及び賠償金で、賠償金として119万3千円を増額補正するものでございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則の朗読をさせていただきます。

平成29年度 斑鳩町一般会計補正予算（第6号）

平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ91億9,766万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年1月25日専決

今回の事故につきましては、前方不注意も含め、当該職員の運転の慎重さが足りなかったということですが、改めて安全運転に対しまして指導したところがございます。

今後、このようなことを起こすことのないよう、一層注意してまいりたいので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、報告第2号及び報告第3号についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 部長おっしゃったように先の委員会でも一定説明は受けたんですけども、その後金額が確定して、ちょっと金額が大きいので、どういうことなのかっていうのを確認させていただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 当該事案につきましては、玉突き衝突でございまして、直前の自動車につきましては、後部リアバンパー、そして前方のバンパー部分、そしてその1台前におきましても、バンパー部分後部破損ということで、損害賠償の額を決定させていただいております。以上、そのような状態での確定でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。あともう1点ですね、いつも事故しはると、この総合保険から繰り入れというか受けてますけども、普通自動車保険だと事故すると等級が上がって行って、保険料が高くなるということもあるんですけども、この保険についてはどういう認識を持ったらいいんですか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭雄君） 本共済の保険なんですけれども、一般で加入されているような形の等級が上がるといった制度ではございませんので、事故が起こったことによる保険料の影響はございません。

○議長（伴吉晴君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）を終わります。

次に、日程４４．報告第４号 平成３０年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、報告第４号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

谷口総務部次長。

○総務部次長(谷口智子君) それでは、報告第４号 平成３０年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてでございます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第４号

平成３０年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成３０年３月２日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

それでは、議案書をめくっていただきまして、資料の平成３０年度斑鳩町文化振興財団事業計画及び予算に基づきまして、ご説明を申しあげます。

表紙をめくっていただきまして、１ページの、平成３０年度事業計画でございます。

全体のご説明をさせていただく前に、平成３０年度におきましては、いかるがホールの空調設備の更新工事の実施を予定していることから、大ホールおよび小ホールを１０月から翌年３月末まで閉館することに伴い、事業数及び予算額が減となっておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

それでは、まず、(１)の地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集及び提供事業でございます。①の公演・文化講座事業でございます。これは、地域住民の皆様にご文化事業を提供し、地域文化を活性化することにより文化振興を行う事業でございます。１５事業を行う計画で、事業費の合計は、１，６３１万８千円でございます。

その内訳ですが、まず、１の自主文化事業でございます。これは、財団の自主事業と

して開催する事業でございます。その1つ目の住民参加型事業につきましては、新年度は2事業で、その事業費は、合計79万1千円でございます。2つ目の育成型事業につきましては、新年度は8事業であり、その事業費は184万円となっております。

3つ目の芸術文化鑑賞型事業は新年度は4事業で、その事業費は185万円でございます。

以上が自主文化事業でございますが、これらの事業の概要につきましては、次の2ページから3ページにかけて、事業名、開催日、事業費、収入の見込みなどを記載いたしておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

次に、1ページにお戻りいただきまして、真ん中あたりですが、2つ目の友の会事業でございます。いかるがホールの文化事業を促進するため、友の会を編成し、文化情報の収集、提供を行うものでございますが、事業費は61万6千円を計上いたしております。

次に、3の共通でございます。これは、公演・文化講座事業に共通でかかる経費でございます。新年度の事業費といたしまして、1,122万1千円を計上いたしましたものでございます。

続いて、(2)の地域の文化活動拠点の管理・運営に関する事業でございます。

まず、①の斑鳩町文化振興センターの管理及び運営事業でございます。これは、斑鳩町から指定管理者の指定を受けまして、斑鳩町文化振興センターのホール部分の管理運営を実施するものであり、事業費は1億1,096万7千円でございます。これに対します収益は、指定管理料収益といたしまして9,510万3千円、使用料収益が1,577万6千円と見込んでいます。

その事業の内訳でございますが、1の公益目的利用に関する施設管理及び施設貸与事業は、いかるがホールを文化、福祉活動等の公益目的利用に貸与し、ホールを管理運営するものでありまして、事業費は、1億434万3千円でございます。

次に、2の公益目的外利用に関する施設管理及び施設貸与事業は、公益利用に使用されていない施設を収益活動等の公益目的外利用に貸与を行うものでありまして、事業費は、662万4千円でございます。

続いて、②の斑鳩町立図書館の管理事業でございます。これは、斑鳩町教育委員会と管理委託契約を締結し、斑鳩町文化振興センターの図書館部分の管理を実施するもので、事業費は、1,459万4千円でございます。

以上が、平成30年度の事業計画でございます。

続きまして、5ページから6ページにかけましての正味財産増減予算書についてでございます。こちらは、法人全体の財産の増減を、前年度比較したものでございます。

前年度は、雅楽講座で使用いたします楽器の取得がありましたことから、計上増減額は109万9千円の増となりましたが、平成30年度は固定資産等の取得予定がないことから、当期経常増減額は、当年度什器備品減価償却額85万5千円と、車両運搬具減価償却額の35万1千円を控除した120万6千円の減となります。

その結果といたしまして、6ページの一番下でございます、正味財産期末残高が、1億296万3千円となるものでございます。

次に、10ページでございます。A3版の資料でございますが、これにつきましては、正味財産増減予算書を各会計、そして事業別、さらに、公1の公演・文化講座事業ではその事業区分別に表示したものでございます。これらの内容につきましては、11ページ以降の予算科目ごとにご説明申しあげたいと思います。

それでは、11ページをお開きいただきたいと思っております。公益目的事業会計でございます。

まず、公1. 公演・文化講座事業でございます。この事業につきましては、自主文化事業、受託事業、友の会事業、共通の4つにわけてご説明を申しあげます。

まず、自主文化事業でございます。財団の自主事業として開催する事業でございます。

まず、(1)の経常収益についてですが、科目の②事業収益は、自主事業の収益でございます。予算額は、357万7千円でございます。チケット販売収入及び講座受講料の合計でございます。前年度との比較では、760万9千円の減となっております。減少の理由は主に、10月から3月のホール空調更新工事に伴う事業縮小によるものでございます。

次に、そのページの中ほど、(2)経常費用でございます。①の事業費で、予算額は、448万1千円でございます。前年度との比較では、1,002万3千円の減となっております。こちらも主に収益同様、ホール空調更新工事に伴う事業縮小によるものでございます。

続きまして、12ページの受託事業についてでございます。

これは、斑鳩町から委託を受けて開催する事業になります。

前年度は町制70周年事業といたしまして、コンサートやNHK上方演芸会など4事業の委託を受けて開催してございましたが、平成30年度は開催予定がないことから、経常収益、費用ともに0円となっております。

続きまして、その下の友の会事業でございます。

(1)の経常収益、⑤の受取会費でございますが、予算額は61万6千円でございます。これは、友の会の年会費の受け取りでございます。個人会員が406人、法人会員口数が70口を見込んだものでございます。

(2)の経常費用の①事業費は、予算額61万6千円で、友の会会員への案内送付等の費用でございます。

続きまして、その下の共通でございます。(1)の経常収益、④の受取補助金等は、予算額1,115万4千円で、町からの公1.公演・文化講座事業に係る補助金の受け取りでございます。前年度との比較では、622万6千円の減となっております。減少の主な理由は、前年度は雅楽の楽器購入に係る補助金の受け入れがあったこと、及び事業縮小に伴う事業補助金の減によるものでございます。

次の13ページ、(2)の経常費用、①の事業費は、予算額1,122万1千円で、公1.公演文化講座事業に係る人件費及び什器備品減価償却額の合計となります。前年度比較では、138万6千円の減となっております。主に、臨時職員を派遣委託に変更したことによる賃金の減によるものでございます。

次に、公2のホール管理・貸与事業でございます。斑鳩町文化振興センターのホール部分の管理運営及び文化活動等公益目的使用に係る施設の貸与事業でございます。

(1)の経常収益、③の受託事業収益は、予算額1,017万1千円で、文化振興センターの公益目的利用にかかる施設使用料収益でございます。前年度比較では、734万2千円の減でございます。これは主に10月から3月までの空調更新工事に伴い、大ホールおよび小ホールの貸し出しができないことによるものでございます。

(2)の経常費用、①の事業費は、予算額1億434万3千円で、前年度比較では、755万円の減となっております。各費用は記載のとおりでございますけれども、減少の主な理由は、ホール貸し出しの減少に伴う、燃料費等需用費の減によるものでございます。

次に、14ページの下段、公1,公2共通でございます。こちらは、公益目的事業全体に係る費用の受け入れとなり、指定管理料収益と雑収益の合計でございます。

まず、(1)の経常収益、③の受託事業収益、指定管理料収益でございます。予算額は、8,956万8千円でございます。指定管理料は、公2.ホール管理・貸与事業に対する受け入れであります。決算におきまして収益が出れば、その収支差益を公1の公演文化講座事業の事業費の事業に充当いたしますことから、公益目的事業に共通する

収益として共通に計上いたしているものでございます。前年度比較では、70万8千円の増となっております。

続いて⑥の雑収益は、予算額が20万4千円でございます。事業等イベント参加者及び日常のホール利用者など、不特定多数の方に対します自動販売機や公衆電話の利用などの収益でございまして、公益目的事業全体に共通するものでございます。

次に、15ページ、収益事業等会計でございます。

収1のホール管理・貸与事業は、収益事業等目的での施設利用に係る事業でございます。

まず(1)の経常収益、③の受託事業収益は、予算額が1,114万円で、収1のホール管理・貸与事業に係ります光熱水費の受け入れである指定管理料と、公益目的外使用による施設利用の使用料収益の合計となります。前年度比較といたしましては、147万2千円の減となっております。

(2)の経常費用、①の事業費は、予算額が662万4千円で、公益目的外の施設利用に係る人件費、需用費等でございます。各費用は記載のとおりでございますが、前年度比較で、72万5千円の減となっております。減少理由は、経常収益、経常費用ともに、空調更新工事に伴う施設利用の減によるものであります。

次に、その下の、収2. 図書館管理事業でございます。

これは、斑鳩町教育委員会から管理委託を受け実施する町立図書館部分の管理事業となっております。

(1)の経常収益、③の受託事業収益は、予算額1,459万4千円で、町立図書館の管理に係る費用の受け取りでございます。

(2)の経常費用、①の事業費は、経常収益の予算額と同額の1,459万4千円でございます。費用の明細は、記載のとおりでございます。収益、費用ともに前年度比較で86万1千円の減となっております。

続きまして、16ページに移っていただきまして、法人会計でございます。

(1)の経常収益、①の基本財産運用益は、予算額1万円で、金融機関へ預け入れる基本財産1億円の受取利息となっております。

④の受取補助金等は、予算額263万円で、町からの財団運営補助となっております。前年度比較では、144万8千円の増となっております。これは主に常勤役員報酬によるものでございます。

次に、(2)の経常費用、②の管理費でございます。

299万1千円の予算となっております。前年度比較では、143万3千円の増となっております。こちらも主に常勤役員報酬によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、この報告議案につきましては、去る2月9日の財団の理事会において決定をされまして、2月21日の財団評議員会において承認を得たものでございます。

また、資料の末尾に役員、評議員名簿を添付いたしておりますが、こちらにつきましても理事会、評議員会を経て決定したものでありますことをあわせてご報告をさせていただきます。

以上で、報告第4号 平成30年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についての説明とさせていただきます。なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第4号に関する質疑を終結いたします。

報告第4号 平成30年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明3日から6日までは休会、7日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後0時49分 散会）